

わが町を守る「消防団」～Save my Town～

令和6年 出雲市消防団 資料

1 消防団（員）とは

消防職員（消防署等で働く職員）とは異なり、日常はそれぞれの仕事を持ちながら、各地域での災害発生時に出場し現場活動を行う方々。

【身分】：消防団員は、非常勤特別職の地方公務員です。（地方公務員法）

権限と責任を有する公務員ですので、現場で知り得た情報などの守秘義務があります。

【階級】：団長、副団長、分団長、副分団長、部長、班長、団員の7階級。



【性格】：「自らの地域は自らで守る」という崇高な郷土愛護精神。

江戸時代からの歴史ある組織です。（町火消し⇒消防組⇒警防団⇒消防団）

【特徴】：●地域密着性・・・管轄地域内に居住または勤務している

●要員動員力・・・全国の消防団員数約88万人（消防職員約16万人：消防職員の5倍以上）

●即時対応力・・・日頃からの訓練により災害対応の技術・知識がある

【期待される役割】※上記【特徴】とリンクしている

○地域事情に精通し、地域とのコミュニケーションが常備機関より図れているため、一般家庭や地域企業等へのきめ細やかな防火指導や防災指導。

○大規模災害時には、常備機関の消防力が制約されるため、地元消防団の活動、役割が極めて重要。

（自助・共助・公助）

○地元の自主防災組織やボランティアグループに対しての育成や指導。

（地域防災のリーダー、コーディネーターとなる）

2 消防団の法的根拠

【消防組織法】

第1条 消防の任務

消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことを任務とする。

第6条 市町村の消防に関する責任

市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任を有する。

第9条 消防機関

市町村は、その消防事務を処理するため、次に掲げる機関の全部又は一部を設けなければならない。

- (1) 消防本部 (2) 消防署 (3) 消防団

※出雲市の場合

消防本部、消防署が「常備機関（常備職員）」、消防団は「非常備機関（非常備職員）」です。

第18条 消防団

- 1 消防団の設置、名称及び区域は、条例で定める。（出雲市消防団条例）
- 2 消防団の組織は、市町村の規則で定める。（出雲市消防団規則）

3 消防団の活動

【消火活動】

火災発生との連絡を受けた際は、自宅や職場から、消防団の拠点に集まり、消防団車両に乗り込んで出場します。火災建物に放水するだけでなく、中継送水による水の確保や、現場の安全確保、鎮火後の警戒など様々な活動を行います。

【予防、警戒、広報活動】

火災は、起きない・起こさないことが一番。平常からの見回りなどの予防、警戒活動や、いざという時に使用する消防水利（消火栓、防火水槽）の確認や整備、消火活動に使用する資機材の点検等を行っています。また、イベント等などでは火災予防についての広報や応急手当の指導、消防団のPR活動を実施しています。

【災害図上訓練】

自らが管轄する地区で水害や地震が発生した際、こういった被害が想定されるか、その際の避難経路、避難所として使える場所、使いにくい場所などを考えたり、そうした被害にどのように対応するか、検討する訓練を行っています。

【消火、防災訓練】

火災現場活動で基本となる放水の訓練や、継続的な活動を行うための中継送水といった消火訓練はもちろんのこと、地区の防災訓練等に参加して地区の災害対策本部や自主防災組織の皆さんとの連携の確認などを行っています。

【避難広報、救助捜索】

地震や水害といった大規模災害の際は地域内を巡回しての避難の呼びかけや避難誘導を行うほか、状況によっては救助や捜索といった活動を行います。

【水防活動】

出雲市消防団は出雲市水防計画により、水防団としても活動を行うことになっています。大雨時の警戒活動はもちろん、有事の際の水防活動、このための訓練等を行っています。

4 出雲市消防団について（令和6年4月現在）

- ・15方面隊48分団、1549名（定数1773人）で構成し、約130箇所の拠点と車両を保持。
- ・1団長、6副団長、15方面隊長（階級は副団長）、48分団長ほか：組織図参照

(R6. 4. 1 現在)

(定数1,773人)



分団に所属する女性団員として災害現場等へ出場し後方支援などで活躍（2名）

- ・火災出場の要請は、「出雲市消防団招集メール配信システム」を利用した受信メールです。（要事前登録）
「建物火災」と「林野火災」の出場該当地区の分団（方面隊）に対して消防本部指令課から要請を行います。
メールを受信し出場が可能であれば、各分団（部）の拠点に参集後、消防車両等で出場します。
- ・消防団への入団（退団）は本人の自由意思によります。ただし、懲戒処分などで免職される場合があります。
入（退）団届を分団長等経由で団長に提出、団長が市長の承認を得た後に辞令が交付されます。
- ・消防団に入団すると、様々な式典や活動に参加することになるため、団員には活動服等が貸与されます。
火災現場で着装する防火衣、ヘルメット、手袋、長靴などは分団（部）単位で支給されており、年次計画により更新配備されています。
- ・「大規模災害対応団員」は、地震や風水害等の大規模な災害時に出場し、各分団員と共に活動します。
火災には出場しません。

5 出雲市消防団員の報酬、手当、補償等について

年額報酬・出場報酬

- ・消防団員には報酬が支払われます。報酬額は条例により定められています。
例）階級が団員の場合 1人年額 36,500円
- ・消防団員が、火災などの災害に出場した時は、出雲市から出場報酬が支払われます。 1人1回 8,000円

報酬等の支給方法

- ・消防団員個人に対し直接支給しています。

公務災害補償

- ・団員が消防団活動中に負傷等した場合、療養補償や休業補償等の公務災害補償が受けられます。また、死亡した際は下記の補償があります。 例）入団1年目の団員が消防団活動中に死亡した場合の各補償額について（団員によって生計を維持されていた55歳未満の妻 子なし）

- (1) 遺族補償年金(年金) $8,900 \text{ 円} \times 153 \text{ 倍} = 1,361,700 \text{ 円}$
- (2) 葬祭補償費（一時金） $315,000 \text{ 円} + 8,900 \text{ 円} \times 30 \text{ 倍} = 582,000 \text{ 円}$
- (3) 遺族特別給付金（年金） $8,900 \text{ 円} \times 153 \text{ 倍} \times 20/100 \div 272,300 \text{ 円}$ （50円未満切り捨て）
- (4) 遺族特別支給金（一時金） 3,000,000円
- (5) 遺族特別援護金（一時金） 18,600,000円

退職報償制度

- ・消防団員が退職（退団）した場合、長年の労苦に報いるため、勤続年数や階級に応じて退職報奨金が支払われます。 例）5年以上10年未満の団員が退団した場合 200,000円

補助金交付制度

- ・消防団員で、準中型自動車運転免許を取得する場合、また、AT限定解除をおこなう場合には補助金が交付されます。（対象経費1/2以内、対象者制限あり）

お問い合わせ

「出雲市消防団 事務局」

693-0004 出雲市渡橋町253-1 出雲市消防本部 警防課 消防団係

TEL 0853-21-6923 FAX 0853-21-8241

E-mail shouboudan119@izumo119.or.jp